

令和7年度 第11回 湯梨浜町農業委員会定例総会議事録

| | | | | |
|-------------|--|----------------|----------------|----------------|
| 開催年月日 | 令和8年2月10日(火)午後3時00分 | | | |
| 開催場所 | 湯梨浜町役場別館 第3会議室 | | | |
| 出席委員(12名) | 1番 土海 政信 委員 | 2番 下田 健一 委員 | 3番 尾川 寛信 委員 | 4番 山田 隆雄 委員 |
| | 5番 長谷川 誠一 委員 | 6番 山下 和子 委員 | 7番 渡邊 由佳 委員 | 8番 清水 武敏 委員 |
| | 9番 横川 力 委員 | 10番 中村 弘明 委員 | 11番 蔵本 孝広 委員 | 12番 山上 真治 委員 |
| 欠席委員(0名) | | | | |
| | | | | |
| 出席推進委員(8名) | 13番 赤井 保 推進委員 | 14番 河井 勝重 推進委員 | 15番 松本 勝男 推進委員 | 16番 山本 正義 推進委員 |
| | 17番 伊藤 文夫 推進委員 | 18番 岡本 章 推進委員 | 19番 音田 孝好 推進委員 | 20番 倉本 哲男 推進委員 |
| 欠席推進委員(0名) | | | | |
| | | | | |
| 職務のため出席した職員 | 事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史 事務職員 岡本 祐一 | | | |
| 提案議案 | 第41号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第42号議案 非農地の現況証明について 第43号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について 第44号議案 非農地の決定について 第45号議案 地籍調査事業に伴う地目の変更について | | | |
| 報告事項 | なし | | | |

| 日 程 | 発 言 者 | 発 言 の 要 旨 |
|--|---|---|
| <p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 議事 議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許</p> | <p>事務局</p> <p>赤井推進委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p> <p>長谷川会長（議長）</p> <p>（議長）</p> <p>事務局</p> | <p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和 7 年度第 11 回農業委員会定例総会を開会します。</p> <p>はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。</p> <p>本日の先導役は、議席番号 13 番の赤井 保 推進委員です。よろしくをお願いします。</p> <p>（農業委員会憲章の唱和）</p> <p>ありがとうございます。ご着席ください。</p> <p>それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつをいただきます。</p> <p>（長谷川会長あいさつ 中略）</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告をします。</p> <p>農業委員の現員数 12 人に対し、ただ今の出席委員は 12 人、全員出席であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。</p> <p>本日の会議の日程は、お手元に配布のとおりでございます。ご確認願います。それでは進行させていただきます。</p> <p>日程 2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、議席番号 9 番の横川 力 委員、議席番号 10 番の中村弘明委員、両名を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお、会議書記におきましては、事務局にお願いを致します。</p> <p>本日は、報告事項はございません。日程 3.議事に移ります。議案第 41 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より説明してください。</p> <p>会議書 2 頁です。議案第 41 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> |

| | | |
|-------------------------------|-------------|--|
| <p>可申請について</p> | <p>(議長)</p> | <p>次のとおり、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は2-1頁)</p> <p>番号1 譲渡人は、三朝町●●。譲受人は、田畑●●。土地の所在は、大字田畑——と——の2筆。2筆とも、台帳地目、現況地目、利用状況いずれも田、面積は記載のとおりです。権利取得後の経営面積は53アールで、売買による所有権移転です。</p> <p>頁をめくっていただき、2-1頁が航空写真の位置図です。中央やや右側に赤色で囲っている2筆です。番号1の案件は以上です。</p> <p>再度、2頁をお願いします。</p> <p>(資料は2-2頁)</p> <p>番号2 譲渡人は、東京都世田谷区●●。譲受人は、田後●●。土地の所在は、大字田後——。台帳地目は田、現況地目と利用状況は畑、面積は56㎡です。権利取得後の経営面積は2アールで、売買による所有権移転です。</p> <p>頁をめくっていただき、2-2頁が航空写真の位置図です。中央やや上側に、小さく赤色で示している三角形の農地です。小さくてわかりにくいので、青色矢印で示しています。なお、この農地は、現在、譲受人が耕作されており、この度売買により所有権移転されるものです。番号2の案件は以上です。</p> <p>以上、2件の申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり議決致します。</p> |
| <p>議案42号 非農地の現況証明について</p> | <p>(議長)</p> | <p>次に、議案第42号「非農地の現況証明について」を議題とします。事務局より説明してください。</p> |

| | | |
|--|------------------------|--|
| <p>議案第 43 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について</p> | <p>岡本推進委員 (議長)</p> | <p>わかりました。 その他に質疑はございますか。 質疑がないようですので、質疑は終結し、採決を行います。議案第 42 号「非農地の現況証明について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 42 号「非農地の現況証明について」は、原案のとおり議決致します。</p> |
| | <p>(議長)</p> | <p>次に、議案第 43 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。 なお、本議案については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。皆さんにお諮りをします。議席番号 19 番の音田孝好推進委員からの申請、農地番号 5 と 6 の案件を先に分割審議することにご異議はございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、農地番号 5 と 6 の案件を先に分割審議することとします。それでは、議席番号 19 番の音田孝好推進委員は退席してください。</p> |
| | <p>事務局</p> | <p>(19 番 音田孝好推進委員 退席) 音田推進委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 43 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議の案件について、事務局より説明してください。 会議書 4 頁です。議案第 43 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。 次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。 (資料は 4-1 頁～4-2 頁) (分割審議案件) それでは分割審議案件、議席番号 19 番の音田孝好推進委員関連です。 4-1 頁、農地番号 5 と 6 の 2 筆です。大字長江地内の記載の 2 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、ともに 4 年 10 か月で、無償です。耕作者は、長江の音田孝好で、新規契約です。分割審議案件の説明は以上です。</p> |
| | <p>(議長)</p> | <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 43 号「農用地利</p> |

| | | |
|--|-----|--|
| | 事務局 | <p>用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議案件、農地番号 5 と 6 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 43 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議案件、農地番号 5 と 6 の案件については、原案のとおり意見決定致します。それでは、退席委員に復席していただきます。</p> <p>(19 番 音田孝好推進委員 着席)</p> <p>それでは、音田推進委員の復席を確認しましたので審議を続けます。議案第 43 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議以外の案件について、事務局より説明してください。</p> <p>(分割審議以外の案件)</p> <p>4-1 頁をご覧ください。これまでも説明していますが、この表の右側のほうに、契約の状況欄があります。実質は更新であっても、この度初めて、機構を経由した三者契約をするものは、新規に丸印が付くこととなります。実質が新規契約のものは、備考欄に米印を付けています。実質が更新のものは、備考欄は空欄としておりますのでご承知ください。</p> <p>分割審議以外の案件の説明については、実質が新規のもの、備考欄に米印が付いているもののみとさせていただきます。</p> <p>4-1 頁です。農地番号 1、はわい長瀬地内の記載の 1 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、14 年 10 か月で、10 アールあたり、米 19 kg の物納です。19 kg は面積換算による 10 アールあたりの数値であり、実質は 30 kg となります。耕作者は、はわい長瀬●●で、新規契約です。</p> <p>農地番号 2,3,4、大字長和田及び門田地内の記載の 3 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、いずれも 5 年 10 か月で、無償です。耕作者は、門田●●で、新規契約です。</p> <p>農地番号 15、大字長江地内の記載の 1 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、4 年 10 か月で、無償です。耕作者は、宮内●●で、新規契約です。</p> <p>4-2 頁です。農地番号 28 から 32 の 5 筆です。大字下浅津地内の記載の 5 筆の田で、利用目的</p> |
|--|-----|--|

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、いずれも令和8年4月からの8年9か月で、無償です。耕作者は、宮内●●で、新規契約です。なお、この5筆は、長年放置され、荒廃していた農地を今年度、県の事業を活用し再生しているものです。この3月で事業を終え、4月から耕作するものです。参考までに場所は、——の西側になります。再生事業と記載しています。</p> <p>農地番号33と34、大字長江及び川上地内の記載の2筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、4年10か月で、無償です。耕作者は、宮内●●で、新規契約です。</p> <p>農地番号35、大字門田地内の記載の1筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、5年10か月で、無償です。耕作者は、門田●●で、新規契約です。</p> <p>これら以外は、実質は更新の契約ですので説明は省略します。</p> <p>なお、地域計画の地区は、表の右側に記載のとおりです。地域計画は、町内で6地区が設定されていますが、目標地図に示している農地は、農振農用地区域内の農地としています。よって、該当地が農振農用地区域外の農地の場合は、地域計画の地区欄は「外」と記載しています。説明は以上です。</p> <p>(議長) 以上で、説明が終わりました。これより、質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>土海委員 それでは、私からですが、農地番号35の借受者は大丈夫でしょうか。</p> <p>(議長) 本人は、病気がちで厳しいと思われそうですが、息子さんを中心に、人を頼みながら耕作されている状況です。</p> <p>息子さんが中心となって耕作されており、大丈夫という判断とします。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第43号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第43号「農用地利用集積等促進計画の策定につい</p> |
|--|--|--|

| | | |
|--------------------------------|---------------------|---|
| <p>議案第 44 号 非農地の決定について</p> | <p>(議長) 事務局</p> | <p>て」は、38 の案件、すべて原案のとおり意見決定致します。</p> <p>次に、議案第 44 号「非農地の決定について」を議題とします。事務局より説明してください。会議書 5 頁です。議案第 44 号「非農地の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 30 条に規定する農地利用状況調査の結果に基づく別紙一覧表記載の土地が、農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない土地であることの可否について、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 5-1 頁～5-6 頁)</p> <p>5-1 頁、5-2 頁の非農地通知一覧表をご覧ください。</p> <p>この度は、大字南谷の字——、——、——、——、——地内の記載の 27 筆について、非農地決定の判断をいただきたく提案するものです。</p> <p>表の左側から、土地の所在、地目、面積、所有者については、記載のとおりです。所有者については、登記簿上の所有者になります。利用状況調査は、令和 6 年 12 月に実施され、その際に「再生利用が困難な農地」と判断されているものです。非農地通知書発行年月日は、議決を得た後に、所有者、所有者死亡の場合は納管人等に発行しますので、本日時点では空欄としています。備考欄には、非農地とした際の変更後の田畑以外の地目を記載しています。なお、記載の地目については、この後写真も見ていただきますが、町民生活課の評価係が判断している現況地目も参考に記載しています。</p> <p>具体的に、位置図と現況写真により説明します。</p> <p>5-3 頁、番号 1 から 27 まで、すべての位置図です。上側に赤色で示しています。この図の中央、東西に走っているのが山陰道になります。</p> <p>次の 5-4 頁以降が現況写真になります。5-4 頁です。左上の番号 1 と 9 は、畑から原野に地目変更するものです。右上の番号 2 から 5、7、19 は、畑から山林に地目変更するものです。左下の番号 6,8,10 は、畑から原野に地目変更するものです。</p> <p>5-5 頁です。上の番号 11、16、17、18 は、畑から原野に地目変更するものです。左下の番号 12、13 は、畑から原野に地目変更、右下の番号 14 は、畑から原野に地目変更するものです。</p> <p>5-6 頁です。左上の番号 15 は、畑から原野に地目変更、右上の番号 20、21、22 は、畑から原野に地目変更、左下の番号 23、24 は、畑から原野に地目変更、右下の番号 25、26、27 は、畑から原野に地目変更するものです。</p> |
|--------------------------------|---------------------|---|

| | | |
|-----------------------------------|--|---|
| <p>議案第 45 号 地籍調査事業に伴う地目の変</p> | <p>(議長) 松本推進委員 事務局 松本推進委員 事務局 松本推進委員 (議長) 蔵本委員 事務局 蔵本委員 (議長)</p> | <p>以上、27筆の提案について、本委員会で議決を得た後、所有者に通知発行、3ヶ月の不服申し出期間を経た後、不服申し出者を除き、町長の職権で登記簿地目の変更登記を行うこととなります。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>備考欄に記載の原野と山林について、現況写真を見てもわかりにくいのですが、どう区別すれば良いのでしょうか。</p> <p>一般的に言われていますのは、原野は、人の背丈程度の雑草や樹木が繁茂している状態、山林は、それを超える樹木が生い茂っている状態です。</p> <p>木の生い茂っている割合はあるのでしょうか。</p> <p>割合までは不明ですが、その土地全体を見て、ほぼ山林の状態であれば、山林と判断するものです。冒頭申し上げましたが、備考欄に記載の地目は、町民生活課の評価係が判断している現況地目も参考に、極力それに合わせるよう記載しています。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>5-6 頁の番号 23、24 について、先日見たところ、きれいに片づけているようでしたが、きれいにされているところは、そこではなく、5-3 頁の位置図で見れば、番号 14 と 15 の間であると判断し、その土地は、このリストから外しています。荒れていた状態であったものを畑に戻されたと判断しています。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 44 号「非農地の決定について」、原案のとおり、これを可と認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 44 号「非農地の決定について」は、27 件、すべてを原案のとおり可とすることに議決致します。</p> <p>次に、議案第 45 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を議題とします。事務局より説明してください。</p> |
|-----------------------------------|--|---|

| | | |
|-------|-----|--|
| 更について | 事務局 | <p>会議書 6 頁です。議案第 45 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を説明します。</p> <p>地籍調査事業に伴う地目の変更について照会のあった別紙土地について、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料は、別冊の資料 1 になりますが、この度は、大字野花・長和田の各一部と大字方地・漆原・北福の各一部の 2 地区です。</p> <p>(資料は、別冊資料 1)</p> <p>資料 1 の 1 頁、令和 6 年度に現地立会された大字野花・長和田の各一部について、農地から非農地にするものです。なお、頁については、中央下の頁番号で説明します。</p> <p>2 頁です。調査区域が赤線で囲まれています。農地から非農地としたうえで、登記簿及び地図に残すものは、黄色の数字番号で示した 4 筆のみとなります。左下付近の番号 118,120,122 が長和田の——のところ、右側の番号 162 が、——の西側付近です。この 4 筆については、この後説明します。</p> <p>3 頁です。すべての頁に共通しますが、左側の青色枠、地籍調査前の土地の表示を、右側の赤色枠、地籍調査後の土地の表示に変更するものです。</p> <p>番号 1 から 9 は、現況が羽衣石川の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。番号 10 は、登記簿にはあるが、現地には存在しない土地であると判断し、不存在(錯誤)と処理するものです。なお、不存在(錯誤)とする判断は、法務局との協議、法務局の合意を得たうえで、今回の提示となっています。この不存在(錯誤)の判断は、これ以降の頁にも出てきますので、同様の考えということをご理解ください。</p> <p>また、現地確認不能として処理するものは、登記簿には残りますが、地図からは消えることとなります。不存在(錯誤)として処理するものは、登記簿、地図ともに抹消されることとなります。</p> <p>4 頁です。現況が羽衣石川の中、または県道東郷湖線の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>5 頁です。番号 24 が不存在(錯誤)、その他は、現況が羽衣石川の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>6 頁です。番号 32 が不存在(錯誤)、その他は、現況が羽衣石川の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> |
|-------|-----|--|

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>7 頁です。すべて、現況が羽衣石川の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>8 頁です。番号 51 が不存在（錯誤）、その他は、現況が羽衣石川の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>9 頁です。現況が羽衣石川の中、または県道長和田羽合線の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>10 頁です。すべて、現況が県道長和田羽合線の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>11 頁です。すべて、現況が県道長和田羽合線の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>12 頁です。番号 97 が不存在（錯誤）、その他は、現況が県道長和田羽合線の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>13 頁です。すべて、現況が県道長和田羽合線の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>14 頁です。番号 118 は、調査前の地目、田を調査後の地目、公衆用道路に変更するもの。具体的には、長和田の——敷地の南側隣接地部分です。番号 120 は、調査前の地目、田を調査後の地目、宅地に変更するもの。具体的には、長和田の——敷地です。その他は、現況が県道長和田羽合線、または県道倉吉青谷線の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>15 頁です。番号 122 は、調査前の地目、田を調査後の地目、宅地に変更するもの。具体的には、長和田の——敷地です。その他は、現況が県道倉吉青谷線の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>16 頁です。現況が県道倉吉青谷線、または県道東郷湖線の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>17 頁です。現況が羽衣石川、または県道東郷湖線の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>18 頁です。すべて、現況が県道東郷湖線の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>19 頁です。番号 162 は、元地番の番号 161 から分筆し、新たな地番を付けて、公衆用道路に</p> |
|--|--|---|

| | | |
|--|------|--|
| | (議長) | <p>地目変更するものです。番号 161 は、地目は田のまま残すものです。番号 163 は、現況が県道倉吉青谷線の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>次の 20 頁、21 頁が、2 頁で見ていただきました地図の詳細図、地籍調査図です。</p> <p>20 頁は、縦に見ていただきます。番号 122 と 120 は田から宅地に地目変更するものです。長和田の——敷地の一部です。番号 118 は、田から公衆用道路に地目変更するものです。なお、番号 122 と 120 は、平成 18 年 12 月 1 日付で、農地法第 5 条の賃貸借での転用許可が出ていますが、地目変更登記がされていないものです。この度の地籍調査において、宅地に変更されます。</p> <p>21 頁です。横に見ていただきます。番号 162 は、元地番から分筆をしたうえで、田から公衆用道路に地目変更するものです。大字野花・長和田の各一部については、以上です。</p> <p>次に、22 頁、令和 6 年度に現地立会された大字方地・漆原・北福の各一部について、農地から非農地にするものです。</p> <p>23 頁です。調査区域が黒色破線で囲まれています。なお、この地区については、農地から非農地としたうえで、登記簿及び地図に残すものはありません。</p> <p>それでは、24 頁から説明します。番号 1 が不存在（錯誤）、その他は、現況が漆原川の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>25 頁です。現況が漆原川、または町道漆原線、町道方地線の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>26 頁です。現況が漆原川の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>27 頁です。現況が漆原川の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>28 頁です。現況が漆原川の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>29 頁です。現況が漆原川の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>30 頁です。61 から 64 は、不存在（錯誤）、その他は、現況が舎人川の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。</p> <p>31 頁です。現況が舎人川、または町道舎人線の中に取り込まれていて、現地確認不能として処理するものです。大字方地・漆原・北福の各一部についての説明、議案第 45 号の説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> |
|--|------|--|

| | | |
|--------------|---|---|
| <p>4 その他</p> | <p>(議長) 事務局 (議長) 事務局 (議長) 事務局 (議長) 事務局 (議長)</p> | <p>議案第 45 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 45 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」は、原案のとおり意見決定を致します。以上で議事を終わります。</p> <p>それでは、日程 4.その他に移ります。</p> <p>(1)2月農家相談会の日程について、説明してください。</p> <p>○ 2月農家相談会の日程について 2月19日(木)午前9時～正午 担当：① 土海政信 委員、② 下田健一 委員、⑯ 音田孝好 推進委員</p> <p>(2)3月定例総会の日程について、説明してください。</p> <p>○ 3月定例総会の日程について 3月10日(火)午後3時～ 現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理 ② 下田健一 委員、③ 尾川寛信 委員、⑳ 倉本哲男 推進委員</p> <p>(3)3月農家相談会の日程について、説明してください。</p> <p>○ 3月農家相談会の日程について 3月19日(木)午前9時～正午 担当：③ 尾川寛信 委員、④ 山田隆雄 委員、㉑ 倉本哲男 推進委員</p> <p>(4)令和7年度農地パトロール調査に基づく遊休農地「不耕作 緑・黄」の利用意向調査結果について、説明してください。</p> <p>○ 令和7年度農地パトロール調査に基づく遊休農地「不耕作 緑・黄」の利用意向調査結果について資料2により説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用意向調査の対象筆数、回答筆数の状況 ・利用意向「農地中間管理事業を利用し貸付をしたい」の一覧と位置図 <p>貸付希望者への対応として、農業委員、推進委員によるあっせん活動をお願いします。</p> <p>(委員間の意見交換 中略)</p> <p>農地中間管理事業を利用し貸付をしたいと希望された農地への対応について、位置図を見ても</p> |
|--------------|---|---|

| | | |
|------|---|--|
| 5 閉会 | <p>(議長) 事務局</p> <p>(議長)</p> <p>(議長)</p> | <p>厳しい面がありますが、可能な限り、皆さんによるあっせん活動をお願いします。</p> <p>(5)その他について、説明してください。</p> <p>○ 改選に伴う「農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について」</p> <p>募集期間：3月19日(木)～4月20日(月)</p> <p>募集案内：「別冊」配置は2月16日(月)～農業委員会事務局、東郷・泊各支所窓口</p> <p>広報等：〔予定〕令和8年町区長会(2月13日)</p> <p>町ホームページ掲載(2月16日～4月20日)</p> <p>TCCテロップ放送(2月16日～4月20日)</p> <p>防災行政無線放送(3月5日、4月9日)</p> <p>広報ゆりはま掲載(3月号、4月号)</p> <p>認定農業者協議会会員(協議会総会(2/13)開催通知にチラシ同封済)</p> <p>○ 2月は農業者年金の加入促進月間ですので、リーフレットを配布させていただきました。活動の展開をお願いします。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>その他に皆さんから何かございますか。</p> <p>無いようですので以上で終わります。</p> <p>皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和7年度第11回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。</p> <p>(閉会 午後4時58分)</p> |
|------|---|--|